

令和4年第2回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 5月20日(金曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午後 3時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第17号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6
○議案第18号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について	6
○議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	6
○議案第20号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	8
○町長挨拶	8
○閉会の宣告	9
閉 会 (午後 3時15分)	9

板倉町告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和4年第2回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月17日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和4年5月20日（金）
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件
 - （1）板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - （2）町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について
 - （3）議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - （4）板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝 吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間 清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	7 番	荒 井 英 世	議 員
8 番	延 山	宗 一	議 員	9 番	黒 野 一 郎	議 員
1 0 番	青 木	秀 夫	議 員	1 1 番	市 川 初 江	議 員
1 2 番	今 村	好 市	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

6 番 針 ヶ 谷 稔 也 議 員

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 日)

令和4年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年5月20日（金）全員協議会終了後開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第17号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第18号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第20号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	7番	荒井	英世	議員
8番	延山	宗一	議員	9番	黒野	一郎	議員
10番	青木	秀夫	議員	11番	市川	初江	議員
12番	今村	好市	議員				

○欠席議員（1名）

6番 針ヶ谷 稔也 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
峯崎	浩	総務課長
伊藤	良昭	企画財政課長
高瀬	利之	税務課長
川田	亨	住民環境課長

小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
橋本	貴弘	産業振興課長
塩田	修一	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者
小林	桂樹	教育委員会 事務局 長
橋本	貴弘	農業委員会 事務局 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛史	事務局 長
小野田	裕之	庶務議事係 長
本田	明子	行政庶務係 長兼 議事事務局書記

開 会 (午後 3時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第 63 号をもって招集されました令和 4 年第 2 回板倉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に付議される案件は、条例改正議案 4 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7 番 荒 井 英 世 議員

8 番 延 山 宗 一 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、本日 5 月 20 日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、議会運営委員会で決定いたしました臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、本日 5 月 20 日に議会運営委員会で協議した結果、会期は本日 1 日と決定いたしました。議事日程につきましては、今臨時会に上程された議案第 17 号から議案第 20 号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。

以上で全日程を終了することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○今村好市議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日と決定いたしました。

○議案第17号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第3、議案第17号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 先ほどは大変長時間にわたって協議会ご審議をいただき、ありがとうございました。その中で、前段として議案の説明もさせていただいたということも含めて、今回ご挨拶を割愛させていただいて、提案の理由の説明を簡単に説明させていただくということも踏まえて、ご審議をいただければというふうに思っております。

ただいま議長の指示のように、議案第17号から19号までの3件、関連がございますので、一括して説明をいたします。初めに、議案第17号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。議案第17号につきましては、令和3年の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告において、民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの引下げが勧告されたことを受け、本町におきましても一般職の常勤職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を両勧告に準じて改定するとともに、令和3年12月期引下げ相当額を減額するため、所要の改正を行わせていただくものであります。

主な改正内容につきましては、再任用職員を除く一般職の常勤職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げ、再任用職員に当たっては年間0.10月分引き下げるものであります。

次に、議案第18号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第19号の内容であります議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。議案第18号及び19号につきましては、さきにご説明いたしました議案第17号と同様の改正理由により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当の支給月数を一般職の常勤職員等に準じて、年間0.15月分引き下げますとともに、令和3年12月期引下げ相当額も同じく減額をするために所要の改正を行うものであります。

以上、議案第17号から19号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。上位法的な意味合いで、人事院勧告を踏まえての改正ということでございますので、課長の説明は改めて予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

初めに、議案第 17 号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第 17 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第 18 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第 19 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

○議案第 20 号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第 6、議案第 20 号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第 20 号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県が定める労務・技術者単価における特殊作業員の単価が本年 4 月に改定されたことに伴い、当該単価に基づいて算定しております災害応急作業等手当の額を改定するものでございます。これも上位のものが変わったことに準じてということになるのだらうと思います。

内容につきましては、邑楽東部第 1 排水機場において行う排水作業等に職員が従事した場合の 1 時間当たりの手当額を、平日の午前 5 時から午前 8 時半まで及び午後 5 時半から午後 10 時までのときには時間当たり 3,531 円、午前零時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午前零時までのときには同じく 4,238 円とし、休日の午前 5 時から午後 10 時までのときには 3,814 円、午前零時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午前零時までのときには 4,520 円として、それぞれの額を改めるものであります。緊急時、夜間の手当ということも含め、特殊作業ということも含めての価格設定と承っております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第 20 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 短時間のうちにご議論をいただき、原案どおりご承認をいただいたということでお礼を申し上げたいと思います。

常々補正あるいは臨時議会、数が多いということはあまり好まないということでも職員の間で申し上げているのですが、最近非常に上位法の変化により目まぐるしく、コロナとか諸般の社会情勢に鑑み、目まぐるしく上位法が変わることによってのやむを得ない改正ということで、議員各位には本当に僅かの時間をしっかりとご審議はいただくのですが、せっかく着物を着替えて出てきていただくという煩わしさも含めて考えると、本当に申し訳なく思うところもあるところであります。

いずれにいたしましても、この先基本方針でいただいた防災公園の関係についても議長からご指摘のように、せっかく造るのだから、万が一今年、1,000年に1度の水害が来たときには使えるようにというようなことも含めて、一日も早く仕上げるような状況は初めから心得ておりますので、ただ業者の都合上、また今日を経ないと、そういったどの業者にけつをはたいて、それにやってくれということも言えないわけでございますので、非常に我々ももどかしさを感じながら、議会の意を我々の意として進めてまいりたいと思います。

田植もういよいよ西地区に入っております、農閑期もあつという間に過ぎるような時期であります。体調もそういう意味では気象が目まぐるしく、寒暖差もある時期でもありますので、引き続きご留意いただきながら、6月の議会、また引き続きのお世話になろうかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和4年第2回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 (午後 3時15分)

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年 月 日

板倉町議会議長

①署名議員

②署名議員